

加齢性難聴者の補聴器購入費補助金 交付事業の創設について

◆事業開始日 令和7年7月1日

高齢者の補聴器の適正利用の促進、生活の質の維持及び社会参画促進のため、加齢による聴力機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい高齢者に対して補助金の交付します。

◆制度創設の背景

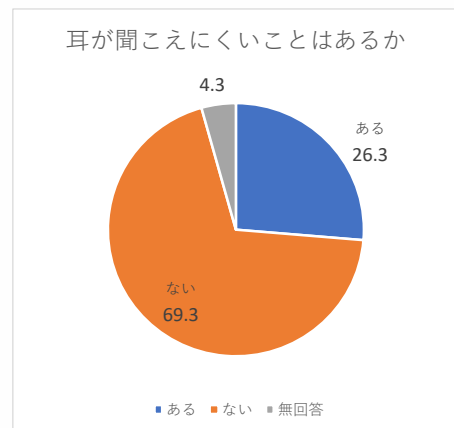
近年、日本国内において「認知症と難聴（耳の聞こえ）」に関する研究が行われている。また、国際的にも同様の研究が行われている。

令和2年度に実施した国の「老人保健健康増進等事業」では、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究がなされ、以下の提言がなされている。

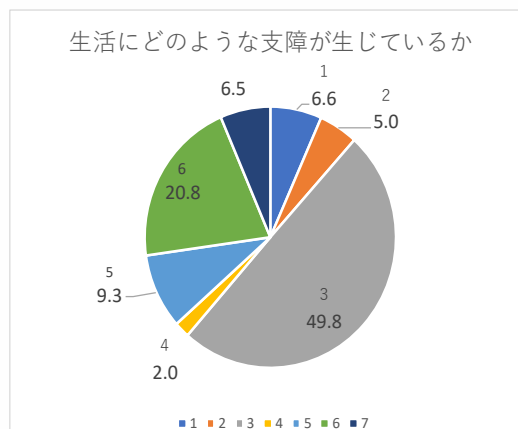
- 1 難聴を早期発見する仕組みを構築すること
- 2 難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨できるように耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えること
- 3 受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ること
- 4 補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと
- 5 難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要

◆本市の加齢性難聴者の状況

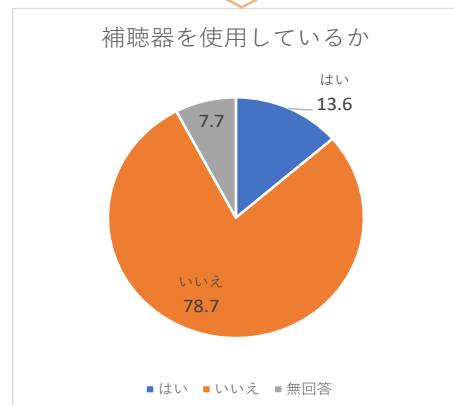
○令和5年1月に『シニア一般調査』 ※調査対象者：要介護認定を受けていない（又はサービスを受けていない）60歳以上
無作為抽出 3,000人 回収数 2,120 回収率 70.7%



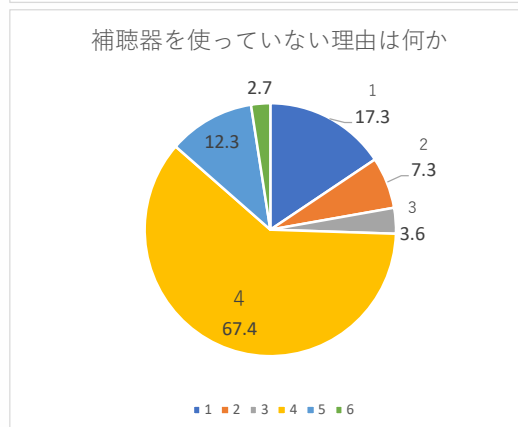
「ある」と回答



- 1 相手の声が聞こえにくく、人と会うことを避けている
- 2 相手の声が聞こえにくく、仕事やサークルへ行きづらい（行くのをやめてしまった）
- 3 電話口の声やインターホン、テレビの音が聞こえにくい
- 4 外出時、車や自転車の音が聞こえにくく、危険を察知しづらい
- 5 その他
- 6 特にない
- 7 無回答



「いいえ」と回答



- 1 高額で購入できない
- 2 持っているが使いづらい
- 3 持っているが耳に合わない
- 4 特に必要と感じない
- 5 その他
- 6 無回答

『日常生活に大きな支障が無い』と補聴器を利用していない方は相当数いると見込まれる

◆補助の対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- 1 市内に住民票を有し、現に居住している65歳以上の方
- 2 住民税非課税世帯に属する方
- 3 障害手帳未交付の中程度難聴の方
- 4 補聴器の使用について補聴器相談医の意見書が得られる方

◆補助の内容

上限30,000円（30,000円未満の場合はその額）

※集音器・付属品の購入費、修理費用等は対象外

※片耳、両耳問わず上限は30,000円

◆注意事項

- ・補聴器購入前の申請が必要です。購入後の申請はできません。
- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」の規定により医療機器に該当する補聴器の購入費用が該当となります。
- ・受診、検査費用、医師の意見書等に係る費用は自己負担となります。
- ・補助金の交付は1回限りです。